

12 各保育施設のご案内

保 育 所

保育所とは、保護者が働いていたり、病気にかかっているなどの理由で、家庭で子どもの保育を行うことができない場合(保育を必要とする場合)に、保護者に代わって保育することを目的とした施設です。

- ① 対象となる子ども … **2号認定**(満3歳以上) **3号認定**(満3歳未満)
- ② 開 所 日 …月曜日～土曜日
※ただし、祝休日及び12月29日～翌年1月3日は休み。
- ③ 開 所 時 間 …7時30分～17時50分
(延長保育開所時間除く)
※各保育所の開所時間については、各区役所保健福祉課にてご確認ください。
※延長保育開所時間については、P10「延長保育」をご確認ください。
※18時以降の延長保育に対応する保育所は、7時から18時まで開所しています。
(一部保育所を除く。)
- ④ 利用できる期間 …概ね生後6か月から小学校就学前の3月31日までで、保育を必要とする期間(給付認定の有効期間)利用できます。

<乳児専門保育所>

概ね生後3か月から3歳になった年度の末日(3月31日)までで、保育を必要とする期間(給付認定の有効期間)利用できます。
※ただし、利用開始は3歳未満児までに限られます。

<乳児受入保育所>

概ね生後3か月から小学校就学前の3月31日までで、保育を必要とする期間(給付認定の有効期間)利用できます。
※利用の開始日(入所日)は、原則、各月1日からです。
※集団生活への適応等を目的として、利用開始後一定の期間、ならし保育(通常よりも短い時間に限定して保育すること)を行うことがあります。
※利用開始後に、保育を必要とする事由が変更となり、給付認定の有効期間が変更となった場合は、その期間に応じて利用できる期間も変更となります。また、保育を必要とする事由に該当しなくなった場合は、給付認定の取消しとともに、保育を利用することができなくなります。

<育児休業からの復帰等の場合>

- ・ 育児休業から復帰する場合は、利用開始月の翌月概ね12開所日までに復帰することが条件となります。
- ・ 新たに就労、就学する場合は、利用開始月の翌月概ね12開所日までに就労、就学することが条件となります。

- ⑤ 給 食 …3歳未満児は完全給食(主食及び副食)です。3歳以上児は、副食(おかず)のみのため、主食(ごはんやパン)を持たせてください。
- ⑥ 送 迎 …保護者が責任を持って行ってください。
お子さんが急に発熱したり体調が悪化した場合は、迎えに来ていただくことがあります。
- ⑦ そ の 他 …各保育所の保育方針、1日の過ごし方、年間行事等については、各区役所保健福祉課にてご確認ください。
- ⑧ 対 象 施 設 …P13以降の「14 北九州市内保育所 施設一覧」をご確認ください。
・ 民営化予定保育所 …「元気発進！子どもプラン(第3次計画)」において、民営化(又は統合)の対象施設とされた保育所です。なお、計画期間は、令和2～6年度です。
・ 指定管理保育所 …5年に1度公募を行い、民間の社会福祉法人等に、市の施設の運営、管理を行わせている保育所です。現在の指定管理期間は令和3年4月～令和8年3月。

認定こども園(保育部分)

認定こども園とは、教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の機能をあわせ持った施設です。

- ① 対象となる子ども … **2号認定**(満3歳以上) **3号認定**(満3歳未満)
- ② 開 園 日 …原則、月曜日～土曜日 ※ただし、祝休日及び12月29日～翌年1月3日は休み。
- ③ 開 園 時 間 …原則、11時間(各園によって異なります。)
- ④ 利用できる期間 …小学校就学前の3月31日までで、保育を必要とする期間(給付認定の有効期間)利用できます。受入開始年齢は各園によって異なります。
※利用開始後に、保育を必要とする事由が変更となり、給付認定の有効期間が変更となった場合は、その期間に応じて利用期間も変更となります。また、保育を必要とする事由に該当しなくなった場合は、給付認定の取消しとともに、保育を利用することができなくなります。
- ⑤ 給 食 …提供内容は各園によって異なります。
- ⑥ 送 迎 …送迎バスを利用できる場合があります。
お子さんが急に発熱したり体調が悪化した場合は、迎えに来ていただくことがあります。
- ⑦ そ の 他 …各園に関する情報(開園時間帯や受入開始年齢など)については、各区役所保健福祉課又は各園にてご確認ください。
※各園の教育及び保育の方針、1日の過ごし方、年間行事等については、直接、各園までお問い合わせください。
- ⑧ 対 象 施 設 …P13以降の「14 北九州市内保育所 施設一覧」をご確認ください。

<認定こども園(教育部分)の場合>

上記は、認定こども園の保育部分についてのものであり、認定こども園は教育部分の受入も行っています。

- 対象となる子どもは、**1号認定**(満3歳以上)です。
- 入園受付は、各園で行っていますので、直接、各園までお問い合わせください。
- 各園を経由して、市が給付認定(**1号認定**)を行います。
※満3歳以上の子どもについては、保育を必要とする事由に該当しなくても、継続して利用することができます。(保護者の就労状況等の変化に左右されません。)

地 域 型 保 育

地域型保育とは、保育所や認定こども園よりも少人数の単位で、保育を必要とする0歳～2歳の子どもを預かり、子どもの発達の段階に応じたきめ細かな保育を行う事業です。

市内の地域型保育は、「家庭的保育」「小規模保育」「事業所内保育」があります。

※各地域型保育事業には連携施設(保育所、幼稚園など)が設定されており、集団保育を体験するための機会を提供するなどの保育内容の支援を受けたり、卒園後も保育を希望する場合は引き続き連携施設を利用することができます。

家庭的保育

※家庭的な雰囲気のもとで定員5人以下の保育を行います。

- ① 対象となる子ども … **3号認定**(満3歳未満)
- ② 開 所 日 …月曜日～土曜日
※ただし、祝休日及び12月29日～翌年1月3日は休み。
- ③ 開 所 時 間 …7時30分～17時50分